

# 平成29年度 研修実施計画(林業機械化センター分)

- 区 1 国産材の安定供給体制の構築の推進に必要な知識及び技術の習得  
 2 森林資源の再造成の確保の推進に必要な知識及び技術の習得  
 3 森林の公益的機能の維持増進及び山村の活性化の推進に必要な知識及び技術の習得  
 分 4 森林・林業行政に携わる者等として必要な知識及び技術の習得  
 5 国有林野事業職員の能力向上に資する知識及び技術の習得

注. 対象となる国有林野事業職員の詳細は、「平成29年度森林技術総合研修所で実施する研修の国有林野事業職員対象者一覧表」による。

記 番	区 分	研 修 の 名 称	研 修 の 必 要 性	主 な 内 容	対 象 者	計 画 人 員 (人)			計 画 日 数 (日)	実 施 時 期 (月/日)	森 林 総 合 監 理 士 フォロワーアップ研修	研 修 実 施 課 等	備 考
						計	民	国					
8	1	チェーンソー伐木造材技術(初級)	林業における労働災害及び健康障害を減少し、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材に関する基礎的知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等を習得させ、地域において安全な伐木造材等を指導することができる者を育成する。	伐木等(安衛則第36条第8号)労働安全衛生特別教育 防護用品の必要性 ISO規格による振動管理	地方公共団体職員	15	15	0	5	6/19 ~ 6/23		林業機械化センター	
9	1	チェーンソー伐木造材技術(上級)	林業における労働災害及び健康障害を減少し、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材に関する知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等のさらなる向上を図り、地域において安全な伐木造材等を指導することができる者を育成する。	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育 振動障害の実態と医療 伐木造材作業における災害の現状と対策	地方公共団体職員(特別教育修了者)	15	15	0	4	11/28 ~ 12/1		林業機械化センター	
10	1	チェーンソー・刈払機	林業における労働災害及び健康障害を減少させるため、チェーンソー及び刈払機に関する基礎的知識及び技術、健康障害防止や危険作業の回避に必要な技術等を習得させ、林業事業体に対し安全指導等を行うことができる者を育成する。	伐木等(安衛則第36条第8号の2)労働安全衛生特別教育 刈払機取扱作業に対する安全衛生教育 防護用品の必要性	森林管理局職員(採用後5年以上の者)	15	0	15	5	5/29 ~ 6/2		林業機械化センター	
11	1	高性能林業機械(女性担当者)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作を通じて、高性能林業機械の構造や機能及び特性に関する基礎的知識を習得させ、高性能林業機械作業に関する技術者を育成する。	車両系高性能林業機械の特性とデモ 架線系高性能林業機械の特性とデモ 高性能林業機械作業システムの特徴	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、森林管理局等の女性職員	10	5	5	3	8/7 ~ 8/9		林業機械化センター	
12	1	高性能林業機械(基礎)1	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的知識及び技術を習得させ、安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法 車両系高性能林業機械の安全な作業方法 高性能林業機械を使用した安全かつ効率的な作業方法	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、森林管理局職員(採用後5年以上の者等)、森林総合監理士等	10	5	5	5	9/11 ~ 9/15	○	林業機械化センター	
13	1	高性能林業機械(基礎)2	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的知識及び技術を習得させ、安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法 車両系高性能林業機械の安全な作業方法 高性能林業機械を使用した安全かつ効率的な作業方法	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、森林管理局職員(採用後5年以上の者等)、森林総合監理士等	10	5	5	5	10/2 ~ 10/6	○	林業機械化センター	
14	1	高性能林業機械(基礎)3	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的知識及び技術を習得させ、安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法 車両系高性能林業機械の安全な作業方法 高性能林業機械を使用した安全かつ効率的な作業方法	地方公共団体職員(初任担当職員、林道事業担当者及び市町村森林整備計画担当者を含む。)、森林管理局職員(採用後5年以上の者等)、森林総合監理士等	10	5	5	5	11/13 ~ 11/17	○	林業機械化センター	

記 番	区 分	研 修 の 名 称	研 修 の 必 要 性	主 な 内 容	対 象 者	計 画 人 員 (人)			計 画 日 数 (日)	実 施 時 期 (月/日)	森 林 総 合 監 理 士 フォロアー アップ 研 修	研 修 実 施 課 等	備 考
						計	民	国					
15	1	高性能林業機械(林業大学校指導者)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の実践等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する知識及び技術や、高性能林業機械の使用全般にわたる指導方法を習得させ、林業大学校等において安全で効率的な作業システム等に関する普及指導ができる指導者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 架線系高性能林業機械の安全な作業方法及び指導のポイント 車両系高性能林業機械の安全な作業方法及び指導のポイント 森林整備に資する高性能林業機械作業システム実践	林業大学校等指導者	10	10	0	5	7/10 ~ 7/14		林業機械化センター	
16	1	高性能林業機械(安全指導・前期)1	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び操作技術を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科・実技)	地方公共団体職員(業務経験年数が5年以上であって車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者で「高性能林業機械(安全指導・後期)研修」の受講予定者に限る。)等	10	7	3	5	9/25 ~ 9/29		林業機械化センター	
17	1	高性能林業機械(安全指導・前期)2	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び操作技術を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科・実技)	地方公共団体職員(業務経験年数が5年以上であって車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者で「高性能林業機械(安全指導・後期)研修」の受講予定者に限る。)等	10	7	3	5	10/23 ~ 10/27		林業機械化センター	
18	1	高性能林業機械(安全指導・後期)1	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する理論を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科) 車両系木材伐出機械等の法整備の背景・経緯	地方公共団体職員(業務経験年数が5年以上であって車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者で「高性能林業機械(安全指導・前期)研修」の修了者に限る。)等	10	7	3	2	1/15 ~ 1/16		林業機械化センター	
19	1	高性能林業機械(安全指導・後期)2	地域における安全な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する理論を習得させ、地域において現場技能者に対し、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(学科) 車両系木材伐出機械等の法整備の背景・経緯	地方公共団体職員(業務経験年数が5年以上であって車両系木材伐出機械等の特別教育の講師等に将来なり得る者)、森林管理局職員(森林官級以上の者で「高性能林業機械(安全指導・前期)研修」の修了者に限る。)等	10	7	3	2	1/22 ~ 1/23		林業機械化センター	
20	1	高性能林業機械作業システム(生産性)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業システム及び架線集材システムを定着させるため、伐木材材から集材までの作業実践並びにデータ収集・生産性算出を通して、効果的で効率的な高性能林業機械作業システムについて習得し、生産性向上に向けた指導ができる者を育成する。	生産性把握に必要な基礎知識 生産性の把握と算出 算出したデータの検討・検証 他機種が生産性把握法と作業の評価	地方公共団体職員、森林管理局職員(資源活用担当者)	10	3	7	5	11/6 ~ 11/10		林業機械化センター	

記 番	区 分	研 修 の 名 称	研 修 の 必 要 性	主 な 内 容	対 象 者	計 画 人 員 (人)			計 画 日 数 (日)	実 施 時 期 (月/日)	森 林 総 合 監 理 士 フォ ロ ア ュ ッ プ 研 修	研 修 実 施 課 等	備 考
						計	民	国					
21	1	高性能林業機械作業システム(実践)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業システム及び架線集材システムを定着させるため、各システムにおける作業の実践を通して特性と安全性、効果的・効率的な機械・人員の配置等に関する知識や技術を習得し、現地で効率的な森林整備について指導・助言ができる者を育成する。	高性能林業機械作業システムの構築と高性能林業機械の安全な操作方法 森林整備に寄与する森林作業道作設事例 高性能林業機械作業システム実践 機械操作の習熟性について	地方公共団体職員及び森林管理局職員(首席森林官と同等レベルの者)並びに民間事業体職員	10	5	5	5	8/28 ~ 9/1		林業機械化センター	
22	1	林業機械体験	森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともにチェーンソーによる伐倒や高性能林業機械による作業システムの体験を通じて、森林施業と林業機械に対する理解を醸成する。	チェーンソーの体験学習 高性能林業機械の体験学習	大学生(林業関係学会会員)等	20	20	0	4	9/5 ~ 9/8		林業機械化センター	
23	1	集材架線	安全かつ効率的な林業架線作業を推進するため、索張りの実践を通じた安全な架設、撤去の作業手順、集材機の運転操作及び架線設計に関する知識及び技術を習得させ、架線技術の普及指導・監督ができる者を育成する。	機械集材装置運転業務安全衛生特別教育 エンドレスタイラー式の架設・撤去作業の実践 集材架線の設計	地方公共団体職員、森林管理局職員(採用後5年以上の者)、森林総合監理士等(「林業架線作業主任者免許」取得者及び「機械集材装置運転業務安全衛生特別教育」修了者を除く。)	15	10	5	11	6/6 ~ 6/16	○	林業機械化センター	
29	1	森林作業道(基礎技術)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、森林作業道作設機械(ドラグショベル)の技能講習を実施した上で、作設手法等の技術を習得させ、現場作設者への確な普及指導ができる者を育成する。	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習 森林作業道の作設に必要な基礎技術 森林作業道に関する試験研究成果	地方公共団体職員(初任者レベルの者)	10	10	0	12	7/24 ~ 8/4		林業機械化センター	
30	1	森林作業道(作設指導)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、地形・地質等に応じた森林作業道作設に必要な実践的技術を習得させ、現場作設者への的確な技術指導ができる者を育成する。	森林作業道作設事例 森林作業道作設指導のポイント 作設箇所の検討・検証	地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習」修了者相当レベル)、森林管理局職員(業務経験年数が5年以上の者)等	15	10	5	5	7/3 ~ 7/7		林業機械化センター	
31	1	森林作業道(改修技術)	森林作業道の継続的な利用を推進するため、降雨等に伴う損壊箇所の補修や、林分成長に伴う作業システムの変更に必要となる既設路の線型変更等の森林作業道改修の技術を習得させ、現場作設者への確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道改修のポイントと改修事例 森林作業道改修実践 改修箇所の評価	地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習」修了者相当レベル)、森林管理局職員(首席森林官と同等レベルであって業務経験がある者)等	10	5	5	5	10/16 ~ 10/20		林業機械化センター	
	19	コース	機械化センター 小計			225	151	74	98		4		